掲示用

飲酒運転の根絶に向けて

全ト協「飲酒運転防止対策マニュアル」活用を

「飲酒運転防止対策マニュアル」は全ト協ホームページよりダウンロード可能
全ト協ホームページ ＞ 会員の皆様へ ＞ 安全対策 ＞ 交通安全対策推進に係る啓発資料一覧

図6　点呼の実施とアルコール検知器の使用

（出典：全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」）

点呼執行体制の強化

- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

↓

乗務開始前の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

- 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

↓

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の３に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わない。

↓

乗務終了後の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

↓

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

「アルコール検知器、正しい使い方してますか？」

事業用トラックにおける飲酒事故件数は、平成24年までは減少傾向にあったものの、近年再び増加しています。飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為であり、万一ドライバーが飲酒運転をし、事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった運送事業者は、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けるばかりでなく、社会的信頼性も失墜して経営に重大な影響を及ぼします。飲酒運転を防止するためには、点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。このため、事業者においては、全日本トラック協会が策定している「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用するとともに、点呼におけるアルコールチェックを励行し、アルコール検知器の正しい運用を心がけてください。ここでは、飲酒事故の実態を分析するとともに、アルコール検知器の正しい使い方について紹介していきます。

1　事業用トラックにおける近年の飲酒事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒事故件数（図1）は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、28年には37件（前年比＋4件）の事故が発生。

26年から28年に発生した、事業用トラックが第1当事者となる飲酒事故（100件）を分析したところ、都道府県ごと（車籍別）の飲酒事故件数をみると、大阪府と福岡県が8件と最も多く、次いで兵庫県の7件、東京都、千葉県、静岡県の各6件となっています（図5）。

ドライバーの年齢別では40代以上が大きな割合を占める（図2）ほか、免許取得後10年以上経過したベテランドライバーが占める割合が多くなっています（図3）。また、事故が発生した時間帯をみると、「16～20時」「20～24時」という夕方から夜間にかけて発生件数がやや多くなっているものの、全ての時間帯で飲酒事故が発生しています（図4）。

飲酒による事故が発生すると、ドライバーには懲役などの厳しい罰則が科せられ、その結果、解雇や失業、さらには生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。また、運送事業者に与える影響も非常に大きく、社会的信頼性の失墜によって経営破たんに繋がるケースもみられます。

ドライバーの「1杯ぐらいなら大丈夫だろう」というちょっとした気の緩みが、深刻な事態を引き起こしかねない飲酒運転。「飲酒運転根絶」は、運送事業に携わる者全ての責務であるといえます。

2　アルコール検知器を正しく使って飲酒運転を未然に防ぐ

運送事業者は、乗務開始前・乗務終了後の点呼時にはアルコール検知器を使用し（図6）、ドライバーの酒気帯びの有無の確認を行う必要があります。

図7を参考にアルコール検知器を正しく使用し、飲酒運転を防止しましょう。

図1　事業用トラック飲酒事故件数

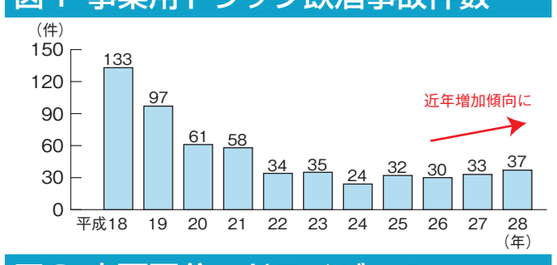

図2　車両区分・ドライバーの年齢層別飲酒事故件数（平成26～28年計）

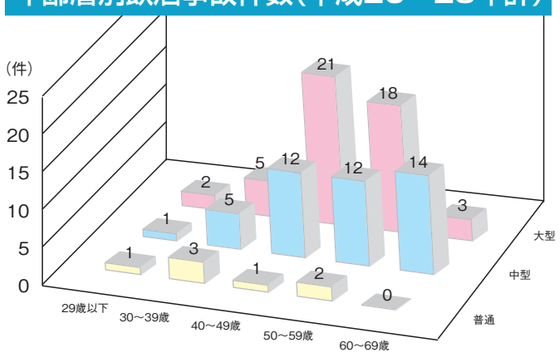

図3　車両区分・ドライバーの免許経過年数別飲酒事故件数（平成26～28年計）

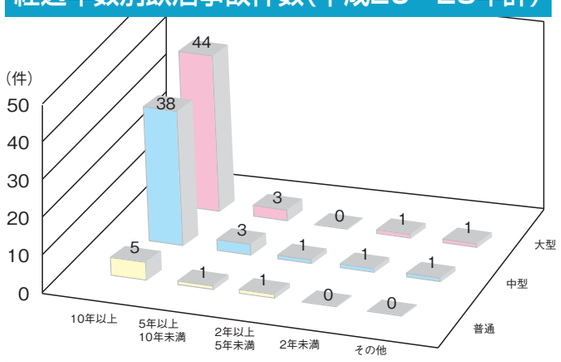

図4　車両区分・事故発生時間帯別飲酒事故件数（平成26～28年計）

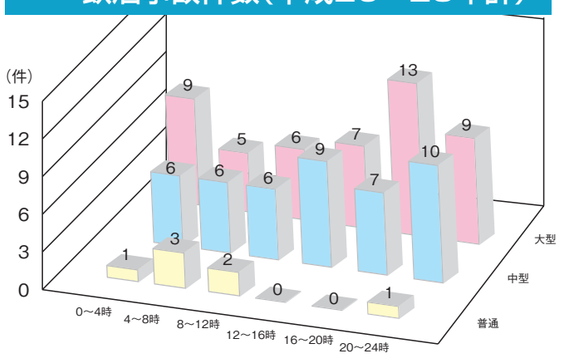

図5　車籍地別飲酒事故件数

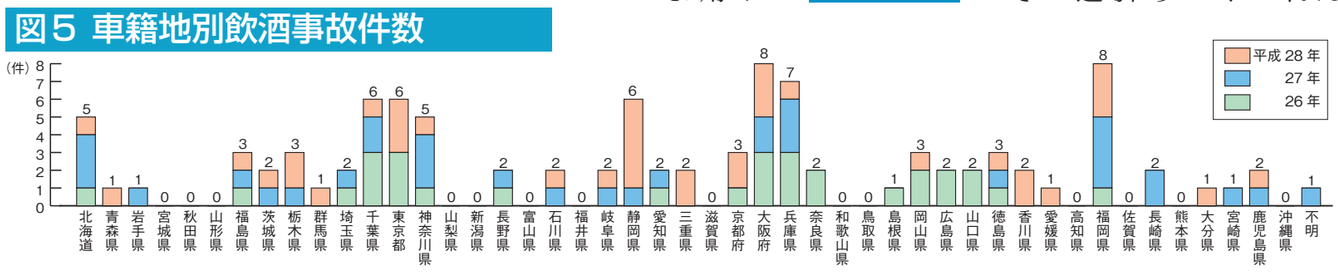

「アルコール検知器の正しい使い方」

正しい運用

点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第七条　旅客自動車運送事業運輸規則　第二十四条）

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第二十条　旅客自動車運送事業運輸規則　第四十八条）

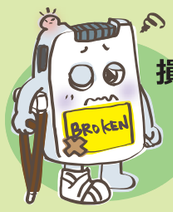

損傷がないこと

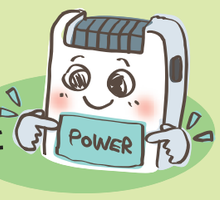

電源が入ること

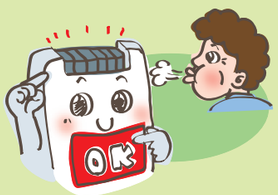

正常呼気で反応が出ないこと

アルコール成分を含んだ呼気等に反応があること

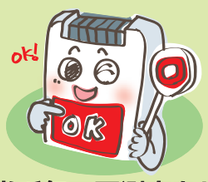

正常呼気で再測定をして反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

出典：アルコール検知器協議会

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～

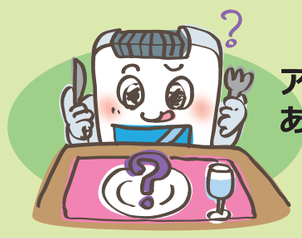

アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。

アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

正しい定期メンテナンス

アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。

検知器ごとに定められた使用回数、期限を守ってください。また、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。